

会則，規約，規程，細則集

平成28年5月改訂

山梨県公立小中学校教頭会
山梨県公立小中学校教頭組合

目 次

1. 山梨県公立小中学校教頭会会則
2. 山梨県公立小中学校教頭会慶弔規程
3. 山梨県公立小中学校教頭会運営に関する規程
4. 山梨県公立小中学校管理経営研究会教頭部会細則
5. 山梨県公立小中学校教頭会事務局規程
6. 山梨県公立小中学校教頭組合理約
7. 山梨県公立小中学校教頭組合選挙規程
8. 山梨県公立小中学校教頭組合選挙規程施行細則
9. 山梨県公立小中学校教頭組合闘争基金運営規程
- 10 - 1. 山梨県公立小中学校教頭組合闘争基金規程細則
- 10 - 2. 山梨県公立小中学校教頭組合運営資金に関する細則
11. 山梨県公立小中学校教頭組合救援規程
12. 山梨県公立小中学校教頭組合救援規程細則
13. 山梨県公立小中学校教頭組合会議運営規程
14. 山梨県公立小中学校教頭組合書記局規程
15. 山梨県公立小中学校教頭組合会計事務処理規程
16. 山梨県公立小中学校教頭組合会計監査規程
17. 山梨県公立小中学校教頭組合旅費規程
18. 山梨県公立小中学校教頭組合事務職員の雇用給与及び退職手当に関する規程
19. 山梨県公立小中学校教頭組合支部規約準則

1 山梨県公立小中学校教頭会会則

第一章 総則

第一条 この会は、山梨県公立小中学校教頭会という。

第二条 この会は、山梨県内の公立小中学校に勤務する教頭をもって組織する。

2 この会は、各郡市に支部をおく。

第三条 この会は、事務所を甲府市丸の内三丁目33番地の7財団法人山梨県教育会館内におく。

第四条 この会は、教育諸問題の研究並びに教職員の待遇の改善及び社会的地位の向上を図ることによって、本県の教育振興に寄与することを目的とする。

第五条 この会は、前条の目的を達成するために、専門部をおき、次のことを行う。

- 一 教育上必要な調査研究に関すること
- 二 職責の研究に関すること
- 三 教職員の研修に関すること
- 四 教育制度、教育行政及び教育財政の研究に関すること
- 五 教職員の地位及び待遇の改善に関すること
- 六 会員相互の親睦に関すること
- 七 教育関係諸団体との連携に関すること
- 八 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

2 専門部については、別に定める。

第二章 役員

第六条 この会に、次の役員をおく。

- | | | |
|---|--------|--------|
| 一 | 会長 | 一名 |
| 二 | 副会長 | 三名 |
| 三 | 幹事長 | 一名 |
| 四 | 副幹事長 | 二名 |
| 五 | 会計委員 | 一名 |
| 六 | 理事 | 各支部 一名 |
| 七 | 評議員 | 各支部 三名 |
| 八 | 会計監査委員 | 二名 |

第七条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計委員、会計監査委員、理事（各支部一名）は、会員の中から全 会員の直接無記名投票により、投票者の過半数の支持を得て決定する。

第八条 役員任期は一ヶ年とする。ただし再任をさまたげない。

第九条 この会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- 三 幹事長は会長の指示により事務を処理する。
- 四 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその代理をする。
- 五 会計委員は会長の指示により、会計の事務を行う。
- 六 理事は会務を執行する。

七 評議員は総会に付議する事項並びにその他の必要な事項を審議する。

八 会計監査委員は会計の監査を行う。

第十条 この会の会務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局規程に関しては、別に定める。

第三章 会議

第十一条 総会は、会長の召集により年一回開催する。

2 会長が必要と認めるとき及び三分の一以上の会員または理事会の要求があったときは、臨時総会を召集することができる。

3 総会は、最高議決機関であり、次の事項を審議する。

一 会務の報告並びに事業の決定

二 決算の承認並びに予算の決定

三 会則の改廃

四 その他、必要な事項

第十二条 評議員会、理事会及び常任理事会は、必要に応じ随時会長が召集する。

2 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を行う。

一 総会に付議する事項の審議

二 その他、必要な事項

3 理事会は、総会及び評議員会の決定事項並びにその他の会務を執行する。

4 常任理事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計委員をもって構成し、総会及び評議員会の決定事項並びにその他の会務の執行に関わる全ての事務を行う。

第十三条 この会のすべての会議は、構成員の二分の一以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛意をもって決定する。

第四章 会計

第十四条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他をもって支弁する。

第十五条 この会の会計は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第五章 会則改正

第十六条 この会の会則の改廃は、評議員会において審議し、評議員二分の一以上の同意を経て、総会の承認を求めなければならない。

附 則

一 この会則は、昭和四十二年七月一日より実施する。

二 昭和四十九年五月二十四日 一部改正

三 昭和五十二年五月二十六日 一部改正

四 平成三年五月三十日 一部改正

五 平成十九年五月二十四日 一部改正

六 平成二十二年五月十七日 一部改正

七 平成二十四年五月十八日 一部改正

2 山梨県公立小中学校教頭会慶弔規程

第一条 会員死亡の場合は、生花一基または花輪一基と、香料二万円を贈り、代表がこれを見舞う。

第二条 会員の配偶者及び子供死亡の場合は、香料一万円を贈り、代表がこれを見舞う。

第三条 会員の実父母または同居の義父母死亡の場合は、弔電を送り弔意を表す。

第四条 友好団体の役員、もしくは、その家族の死亡の場合は、校長会、山連教と協議の上、代表がこれを見舞う。

第五条 地震、火災、風水害等において、教育機関が災害を受けたときは、校長会、山連教と協議の上、代表を送り、これを見舞う。

第六条 これ以外の必要な場合は協議の上これを見舞う。

附 則

一 この規程は昭和四十五年四月一日より実施する。

二 昭和五十二年五月十七日 一部改正

三 昭和五十八年四月一日 一部改正

四 平成三年五月三十日 一部改正

五 平成二十年八月二十一日 一部改正

3 山梨県公立小中学校教頭会運営に関する規程

第一条 この規程は、山梨県公立小中学校教頭会の運営に関して定めたものである。

第二条 山梨県公立小中学校教頭会会則第五条、第七条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十五条に関する運営は、山梨県公立小中学校教頭組合の書記局規程、選挙規程、選挙規程施行細則、会議運営規程、会計事務処理規程、会計監査規程及び旅費規程を準用する。

附 則

一 この規程は、昭和五十二年五月十七日から施行する。

4 山梨県公立小中学校管理経営研究会教頭部会細則

第一条 この部会は教頭部会と称する。

第二条 この部会は事務所を甲府市丸の内三丁目33番地の7財団法人山梨県教育会館内におく。

第三条 この部会は山梨県公立小中学校教頭をもって組織する。

第四条 この部会に次の役員をおき、部会員の中から選出する。

- 一 部会長 一名
- 二 副部会長 三名
- 三 部庶務 三名
- 四 部会計 一名

2 部会長、副部会長、部庶務及び部会計は部会の企画運営等にあたる。

第五条 総会は毎年一回開き部会長がこれを召集する。ただし、部会長が必要と認める場合は臨時総会を召集することができる。

第六条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 一 事業計画の承認並びに事業報告
- 二 部会細則の決定及び変更
- 三 その他、必要と認める事項

第七条 この部会の経費は本会の経費をもってこれに充てる。

附 則

- 一 この細則は昭和四十三年四月一日から実施する。
- 二 昭和五十二年五月二十六日 一部改正
- 三 平成十九年五月二十四日 一部改正
- 四 平成二十四年五月十八日 一部改正

5 山梨県公立小中学校教頭会事務局規程

第一条 本会会則第十条により、事務局規程を次のように定める。

第二条 事務局に事務局長及び事務職員をおく。また必要に応じて臨時職員をおくことができる。

2 事務局長及び事務職員、臨時職員（以下、事務局職員という）は、次の者から雇用する。

- 一 山梨県公立小中学校教頭会会員であった者
- 二 前記以外の者
- 三 事務局職員は、理事会の承認を得て会長が会を代表して雇用契約をする。
- 四 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

第三条 事務局職員の雇用期間は、一年をもって更新する。ただし、4回の契約を限度とする。

第四条 事務局職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括し、会務を処理する。
- 二 事務職員及び臨時職員は、事務局長の命により会務、会計を分担する。

第五条 事務局職員の勤務及び給与については、組合格程（山梨県公立小中学校教頭組合事務職員の雇用、給与及び退職手当に関する規程）に従う。

附 則

- 一 この規程は、平成十年四月一日より施行する。

6 山梨県公立小中学校教頭組合規約

第一章 名称、構成及び事務所

第一条 この組合は、山梨県公立小中学校教頭組合という。

第二条 この組合は、山梨県内の公立小中学校に勤務する教頭をもって組織する。

第三条 この組合は、事務所を甲府市丸の内三丁目33番地の7財団法人山梨県教育会館内におく。

第二章 目的及び事業

第四条 この組合は、組合員の社会的及び経済的地位の向上並びに民主教育の発展に寄与することを目的とする。

第五条 この組合は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 組合員の待遇並びに勤務条件の改善に関すること
- 二 組合員の福利厚生に関すること
- 三 教育の振興に関すること
- 四 他団体との連携に関すること
- 五 その他、目的達成に必要なこと

第三章 組合員

第六条 この組合の組合員は、次の権利を平等に有し、義務を負う。

一 権利

- イ 組合のすべての活動に参加し獲得した一切の利益を受けること
- ロ 組合のすべての問題について意見を述べかつ決議に参加すること
- ハ 正当の理由なく、除名、権利停止等の処分を受けないこと
- ニ 役員を選挙しまたは選挙されてこれに就任すること

二 義務

- イ 規約及び決議事項に服従すること
- ロ 組合費を納入すること

第四章 組織

第七条 この組合は、次の支部をおく。

- 一 東山梨
- 二 笛吹
- 三 峡南
- 四 中巨摩
- 五 北巨摩
- 六 南都留

七 北都留

八 甲 府

2 支部規約は各支部でこれを定める。

第八条 執行委員会は、事務遂行のため、委員会の承認を受け専門部会を設けることができる。

第五章 機関

第九条 この組合に、次の機関をおく。

- 一 大会
- 二 委員会
- 三 執行委員会

第十条 大会は、最高の議決機関で、原則として毎年五月に開催する。

2 臨時大会は、組合員の三分の一以上または委員会の要求があったとき開催する。

3 大会は、執行委員長が召集し、期日の五日前までに通知しなければならない。

4 大会は、全組合員をもって構成する。

第十一条 大会は、次のことを決める。

- 一 規約に関すること
- 二 綱領、宣言及び活動方針に関すること
- 三 組合員の除名及び権利停止に関すること
- 四 事業及び予算の決定、決算の承認に関すること
- 五 組合の解散に関すること
- 六 他団体への加入、脱退に関すること
- 七 その他、重要な事項

第十二条 委員会は、大会に次ぐ議決機関で、原則として毎月一回開催し、執行委員長が召集する。

2 委員の三分の一以上の要求があったときは、執行委員長は、これを召集しなければならない。

第十三条 委員会は、委員をもって構成する。

2 委員は、各支部ごとに三名とする。ただし、組合員五十名を超える分については、二十名（端数繰り上げ）ごとに一名増す。

第十四条 委員会は、次のことを決定する。

- 一 大会議決事項の運営に関すること
- 二 大会へ提出する議案の審議及び承認に関すること
- 三 各種規程の決定並びに変更に関すること
- 四 他団体への役員を選出に関すること
- 五 組合員の加入、脱退に関すること
- 六 賞罰並びに慰謝に関すること
- 七 補正、暫定予算に関すること
- 八 その他、必要な事項

第十五条 執行委員会は、会計監査委員を除く役員で構成し、次のことを執行する。

- 一 議決機関で与えられたこと
- 二 緊急事項の処理

三 各種原案の作成並びに企画

第十六条 会議は、すべて、構成員の過半数をもって成立する。

第十七条 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第六章 役員

第十八条 この組合に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|--------|
| 一 執行委員長 | 一名 |
| 二 副執行委員長 | 三名 |
| 三 書記長 | 一名 |
| 四 書記次長 | 二名 |
| 五 会計委員 | 一名 |
| 六 会計監査委員 | 二名 |
| 七 執行委員 | 各支部 一名 |

第十九条 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、会計員、会計監査委員及び執行委員は、組合員の中より全組合員の直接無記名投票により、投票者の過半数の支持を得て決定する。

第二十条 役員任期は、一ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十一条 役員は、委員を兼ねることはできない。

第二十二条 執行委員長は、この組合を代表する。

2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記長は、執行委員長の指示に従い業務を処理する。

4 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。

5 会計委員は、会計事務を処理する。

6 執行委員は、組合の業務にあたる。

第二十三条 会計監査委員は、会計事務の監査を行う。

2 会計監査委員は、他の役員を兼ねることはできない。

第七章 財政

第二十四条 この組合の経費は、組合費その他の収入をもってこれに充てる。また、必要がある場合は委員会の承認を得て、臨時に徴収することができる。

2 組合費は大会において決定し、各支部長の責任において徴収する。

第二十五条 会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二十六条 会計監査委員は、会計年度終了後または随時会計監査を行ない、大会または委員会に報告しなければならない。

第八章 加入脱退統制

第二十七条 この組合に加入しようとする者は、所属支部長を通じて執行委員長に申し出なければならない。

第二十八条 この組合を脱退しようとする者は、理由を添え、所属支部長を通じて執行委員長に

申し出、委員会の承認を得なければならない。

第二十九条 組合員に、次の各号の一に該当する行為のあったときは除名または権利の停止を行なう。

- 一 組合員の規約または議決に違反した者
- 二 組合の統制及び秩序をみだした者

第三十条 この組合は、組合のため損害を被った者に対して委員会の審査を経て慰謝することができる。

第九章 規約改正及び解散

第三十一条 この組合の規約は、大会の審議を経たのち、全組合員の直接無記名投票により全組合員の二分の一以上の支持を得なければ改正することができない。

第三十二条 この組合の解散並びに解散に伴う事項は、大会の審議を経たのち、全組合員の直接無記名投票により全組合員の三分の二以上の同意を得て成立する。

第三十三条 この組合に必要な規定は、別に定める。

第十章 附則

- 一 この規約は、昭和四十三年三月九日から施行する。
- 二 昭和四十六年五月二十六日 一部改正
- 三 昭和五十二年五月二十六日 一部改正
- 四 平成十九年五月二十四日 一部改正
- 五 平成二十四年五月十八日 一部改正

7 山梨県公立小中学校教頭組合選挙規程

第一章 総則

第一条 この規程は、山梨県公立小中学校教頭組合規約第三十三条に基づいて定める。

第二条 この規程は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、会計委員、会計監査委員及び執行委員の選挙に適用する。

第三条 前条に掲げる役員の定時選挙は、毎年四月に行う。

2 補欠選挙はそのつど行う。

第二章 選挙管理委員会

第四条 選挙の事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第五条 選挙管理委員会は、各支部から一名ずつ選ばれた選挙管理委員によって構成する。

2 選挙管理委員の任期は一ヶ年とする。

3 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

第六条 選挙管理委員会に、選挙管理委員の互選による選挙管理委員長をおく。

第七条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長がこれを召集する。

第八条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 一 選挙の公示
- 二 推薦候補者及び立候補者の受付
- 三 推薦候補者及び立候補者の資格審査と発表
- 四 組合員数の確認
- 五 投票及び開票の管理
- 六 投票管理人及び開票立会人並びに書記の指名
- 七 当選の確認と発表
- 八 その他、選挙管理に必要な事項

第九条 選挙の公示は、4月1日に行う。但し、1日が休日の場合は、翌平日とする。

第十条 選挙管理委員会は、必要に応じてその事務を書記局に委嘱することができる。

第三章 候補者

第十一条 この組合の組合員は、すべて役員に立候補する権利を有する。

第十二条 候補者を推薦するときは、本人の承認を得て決められた推薦立候補届に所定事項を記入し、選挙期日十日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

2 候補者の推薦は、所属支部においてこれを行う。

第十三条 役員に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定事項を記入し、所属支部の証認を得て選挙期日十日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第四章 選挙

第十四条 選挙は定員一名のものは単記、定員二名以上のものについては完全連記とし、いずれも無記名一人一票とする。

第十五条 当選者は、有効投票の多数を得た者から順次決定する。ただし、有効投票数の過半数に満たない得票数では当選できない。

第十六条 立候補者がその選挙における定数を超えないときは、信任投票を行う。

2 前項の信任投票については、無記名一人一票により候補者個人について行い、第十五条により当選を決める。

第十七条 当選者が失格し、あるいは欠員ができたときは補欠選挙を行う。

第五章 補則

第十八条 第十二、十三条に定める届出のあった候補者につき、その選挙における定員に満たない場合には直ちにその選挙の再公示を行い、選挙期日五日前までに手続を経なければならない。

第十九条 この規程に必要な施行細則は、別に定める。

附 則

- 一 この規程の改廃は委員会で決める。
- 二 この規程に定めるもののほかは、山梨県公立小中学校教頭組合の規約を準用する。
- 三 この規程は昭和四十三年三月九日より施行する。
- 四 昭和五十二年五月十七日 一部改正
- 五 昭和五十九年五月十日 一部改正
- 六 昭和六十年五月三十日 一部改正
- 七 平成二十八年五月十日 一部改正

8 山梨県公立小中学校教頭組合選挙規程施行細則

第一章 総則

第一条 この細則は選挙規程第十九条に基づき規程第八条に定める選挙管理委員会の業務に関し、必要な事項を定める。

第二章 選挙の公示

第二条 選挙の公示に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 選挙の期日
- 二 立候補届出期間
- 三 選挙の種別
- 四 立候補届出手続き
- 五 その他、必要な事項

第三条 立候補の届出手続きは、次に定めるものによらなければならない。

- 一 様式は、選挙管理委員会で規制する。
- 二 立候補者は、選挙種別ごとに提出する。
- 三 立候補者は、届出期間に提出する。ただし、届出締切日の郵送日付のあるものは有効とする。

第三章 選挙公報

第四条 立候補者の発表は、選挙公報をもってする。

2 選挙公報には次の事項を記載する。

- 一 立候補者氏名
- 二 所属支部名

第五条 立候補辞退または推薦候補者取り消し要求が文書をもって提出された場合は、これを候補者から除外する。

- 2 候補者は、投票日七日前までに行わなければならない。
- 3 退候補者のあった場合は、選挙管理委員長から各組合員に通知する。

第四章 投票

第六条 投票用紙は、各支部を経て申請された組合員数を確認して、選挙管理委員会より各組合員に選挙期日当日までに送付する。

第七条 選挙は所定の投票用紙に候補者の氏名を明瞭に記載する。

- 2 次の各号に該当するものは、無効投票とする。
 - 一 所定の投票用紙以外の用紙に記載したもの
 - 二 公報記載の候補者以外に氏名を記載したもの
 - 三 氏名の判別困難なもの

四 候補者以外の文字または符号を記載したもの

五 所定の日までに投票しなかったもの

第八条 信任投票は、候補者の氏名を記載した所定の投票用紙により行う。

第九条 第七条に規定する要項及び有効投票の判定に疑義を生じた場合は、選挙管理委員その取り扱いについて決定する。

2 投票管理人は、投票の完了を確認して投票用紙管理袋にこれを収め、選挙管理委員会に所定の日までに届ける。

第五章 開票及び当選の公示

第十条 開票は、各支部より一名選ばれた開票立会人の立会のもとに公開され、開票の結果は選挙管理委員会で確認されて当選人を決定する。

第十一条 選挙の結果は、選挙期日より十日以内に公示する。

第六章 雑則

第十二条 この細則に定めていない事項については、選挙管理委員会が決める。

附 則

- 一 この細則の改廃は、委員会で決める。
- 二 この細則は、昭和四十三年三月九日より施行する。
- 三 昭和五十二年五月十七日 一部改正
- 四 昭和六十年五月三十日 一部改正
- 五 平成二十八年五月十日 一部改正

9 山梨県公立小中学校教頭組合闘争基金運営規程

第一条 この規程は規約第三十三条に基づき、闘争資金の徴収とその運営について規定する。

第二条 この基金は組合員の生活と権利を拡大する闘いの強力なる展開とそれに伴う救援対策の財政的な基盤を確立するために設ける。

第三条 この基金の会計は組合員の拠出金と利子をもって充て、その収支は特別会計とする。

第四条 この基金の拠出金は入会時に一人五千元とする。

第五条 この基金は、次の場合に限り支出する。

- 一 大会において承認された特別な闘争に支出する場合
- 二 委員会において承認された特別な闘争に支出する場合
- 三 委員会において承認された運営資金に繰出す場合
- 四 委員会において承認された全国大会・関東ブロック大会の開催時及び記念事業に支出する場合
- 五 委員会において承認された教育会館の運営に支出する場合

第六条 第四条の規定にかかわらず、必要あるときは大会の決定により臨時に徴収することができる。

第七条 この規程の細則は別に定める。

附 則

- 一 この規程は昭和四十四年四月一日から施行する。
- 二 昭和五十八年四月一日 一部改正
- 三 昭和六十一年五月二十七日 一部改正
- 四 平成十二年五月二十九日 一部改正
- 五 平成二十四年五月十八日 一部改正

10－1 山梨県公立小中学校教頭組合闘争基金規程細則

第一条 この細則は闘争基金運営規程第七条に基づき定める。

第二条 規約第二条と闘争基金運営規程第二条の「組合員の資格」については、規約第二十七条、二十八条、三十条により委員会においてこれを処理する。

第三条 特別な闘争により、不利益を被った組合員に対しては、委員会において審査し救援を行う。

第四条 闘争基金運営規程第五条の金額及び前条の金額については、委員会の議決を経て決定する。ただし、闘争基金運営規程第五条二については、利子積立額の範囲内において必要額を使用できるものとする。

第五条 前条の支出及び給付については、委員会の議決を経て決定する。

第六条 闘争基金規程第二条及び第五条三に基づき組合の経理の円滑化を図るため運営資金を設ける。

第七条 運営資金に関する細則は別に定める。

附 則

- 一 昭和六十一年五月二十七日 一部改正
- 二 平成十四年五月二十三日 一部改正

10－2 山梨県公立小中学校教頭組合運営資金に関する細則

第一条 この資金は、規約第三十三条に基づく闘争基金運営規程第二条により制定し、山梨県公立小中学校教頭組合運営資金と称する。

第二条 運営資金は組合の経理を円滑にするための資金とする。

第三条 この資金は、組合の経理運営上、主に、次の場合に使用する。

- 一 年度始め会費が未納入の間
- 二 総会研究会等の準備と実施
- 三 その他、組合として緊急な必要がある場合

第四条 この資金は闘争基金から繰出した二百万円をもって充当する。

第五条 この資金の使用は執行委員長及び役員の承認を経て行ない、その使用額は必ずその使用年度内に基金会計に返還するものとする。ただし、第三条三については利子積立額の範囲内において必要額を使用できるものとする。

第六条 この資金は特別会計として会計委員がこれを管理する。

第七条 会計は年度末に会計監査を受けて、次年度会計に引継ぐものとする。

附 則

- 一 この細則は昭和六十一年五月二十七日より実施する。

11 山梨県公立小中学校教頭組合救援規程

第一条 この規程は規約第三十三条に基づき、救援資金の徴収とその運営について規定する。

第二条 この資金は組合員の非常災害並びに不利益を守るための財政的基盤を確立するために設ける。

第三条 この資金の会計は組合員の拠出金並びに利子をもって充て、その収支は特別会計とする。

第四条 この資金の積立は一人月額五十円とする。

第五条 この資金は次の場合に限り支出する。

- 一 大会において承認された特別な救援を要する場合
- 二 委員会において承認された特別な救援を要する場合

第六条 第四条の規定にかかわらず必要あるときは大会の決定により臨時に徴収することができる。

第七条 この規程の細則は別に定める。

附 則

- 一 この規程は昭和四十四年四月一日より施行する。
- 二 昭和五十二年五月十七日 一部改正

12 山梨県公立小中学校教頭組合救援規程細則

第一条 この細則は、救援規程第七条に基づき定める。

第二条 規約第二条と救援規程第二条の組合員の資格については規約第二十七条、二十八条及び三十条により、委員会においてこれを処理する。

第三条 規程第五条による見舞金は別表に定めるとおりとし、状況によっては委員会で判定する。

第四条 前条の見舞金の給付の時期は委員会で決める。

第五条 この細則の改廃は委員会でを行う。

附 則

- 一 この細則は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 二 昭和五十二年五月十七日 一部改正
- 三 昭和五十八年十月六日 一部改正

別 表

種 類		状 況		見 舞 金	判 定 基 準
死 亡		死 亡		100,000 円	
療 養		270 日以上		70,000 円	
		180 日以上 270 日未満		50,000 円	
		90 // 180 //		30,000 円	
		30 // 90 //		20,000 円	
災 害	火 災	全 焼		70,000 円	共済組合の認定に準拠する。
		半 焼		50,000 円	
		半 焼		30,000 円	
災 害	風 水 害	全 壊		70,000 円	同上
		半 壊		50,000 円	
		床上 浸 水		30,000 円	

13 山梨県公立小中学校教頭組合会議運営規程

第一章 総則

第一条 この規程は、山梨県公立小中学校教頭組合同約第三十三条による規定であって、大会委員会、執行委員会等はこの規定によって行う。

第二章 会議の構成

第二条 すべての会議の成立は、山梨県公立小中学校教頭組合同約第十六条による。

第三条 大会その他重要な会議は、資格確認並びに会議成立の宣言がなければ成立しない。

第四条 会議開始予定時刻を一時間経過しても、構成数に満たない場合は、原則として流会とする。

第五条 会議の途中において構成数を欠くに至り、議長が必要と認めた場合は、会議にはかりその決議により、休会を宣言することができる。休会の場合は、その前の決議を有効とし、再会は休会宣言後十日以内に行なわなければならない。

第三章 議事運営委員会

第六条 大会は、議事運営委員会を、その他の会議は進行係を設けて議事の運営を図る。

第七条 議事運営委員会は、各支部より一名ずつ選出された運営委員八名で構成し、互選により委員長及び副委員長を各一名選出する。

第八条 議事運営委員会は、各係を設けて業務を分担することができる。

第九条 議事運営委員会は、次の事項を協議し、会議の承認を経て実施する。

- 一 議長、副議長の選出に関する事項
- 二 議事日程の編成と変更に関する事項
- 三 緊急動議の取扱いに関する事項
- 四 祝辞及び祝電の取扱いに関する事項
- 五 その他、議事運営に必要な事項

第四章 議長

第十条 議長は、そのつど構成員の中から選出し、必要に応じて副議長を設ける。

第十一条 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理して、会議の運営進行に責任をもつ。

第十二条 議事が、当該議長に関係のある場合は、その間副議長が議長に替わる。

第五章 議事

第十三条 議長は、議案を上程するときは、その旨を宣告し、提案者にその提案理由の説明をさせる。提案者は補足説明のため、議長の許可を得て発言することができる。

- 第十四条 議長は、議案に対する質疑の終わった後、討議に付し、その終了の後採決を行う。
- 第十五条 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。
- 第十六条 発言はすべて議題の範囲内で行なわれなければならない。
- 第十七条 質疑にあたっては、意見を述べることはできない。
- 第十八条 議長が討議しようとするときは、議席に着かなければならない。この場合、その問題の採決が終わるまで、議長席に復することはできない。
- 第十九条 議事進行に関する発言は、他に優先する。ただし、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要のあるものに限りこれを認める。
- 第二十条 修正動議は、なるべく書面で議長に提出するものとする。
- 第二十一条 採決をとるときは、議長にその案件を明示しなければならない。
- 第二十二条 議長が採決の宣言をした後は、その案件についての発言はできない。ただし、採決の方法や採決の明示に関する発言はできる。
- 第二十三条 採決の際、修正動議が成立している場合は、原案より遠いものから採決する。
- 第二十四条 採決は、挙手または議長が必要と認めた方法によるが、出席者の三分の一以上の要求があったときは、無記名投票で票決をとることができる。ただし、異議がないと認めたときは、議長は可決の旨を宣言することができる。
- 第二十五条 緊急動議または支部提出議題を提出する場合は、その案件、提案者及び賛成者をあらかじめ文書により、進行係または運営委員会に提出しなければならない。

附 則

- 一 この規程の改廃は、委員会において決める。
- 二 この規程は、昭和五十二年五月十七日より実施する。
- 三 この規程は、平成十九年五月二十四日より実施する。

14 山梨県公立小中学校教頭組合書記局規程

第一条 この規程は規約第三十三条に基づき、役員の業務分担について定める。

第二条 書記局に次の六部をおき、その分掌内容は別表のとおりとする。

- 一 総務部
- 二 組織部
- 三 教育文化部
- 四 調査部
- 五 法制部
- 六 情宣部

第三条 各部は、所属に関する文書、記録及びその他必要な書類を整理保管しておかなければならない。

第四条 この規程の改廃は委員会で決める。

附 則

- 一 この規程は、昭和五十二年六月十三日より実施する。

〔別 表〕

書記局各部分掌表

1 総務部

- (1) 諸会議の準備・運営・整理
- (2) 文書並びに諸通信の処理・整理・保管
- (3) 諸帳簿並びに諸記録の整理・保管
- (4) 備品・資料・事務用品・消耗品の整理・保管・処理
- (5) 組合員・委員長員・組合旗の保管
- (6) 対外連絡並びに交渉の事務的処理
- (7) その他、書記局運営全般の事務的処理

2 組織部

- (1) 規約・規程に関する事
- (2) 組織強化に関する事
- (3) 文部指導に関する事
- (4) 友誼団体との連絡提携に関する事
- (5) 専門委員会に関する事

3 教育文化部

- (1) 教育諸問題の研究調査並びに対策に関する事
- (2) 教育研究活動の推進に関する事
- (3) 児童・生徒対策に関する事
- (4) P T A対策に関する事
- (5) その他、教育文化運動に関する事

4 調査部

- (1) 賃金の調査研究に関する事
- (2) 教職員定数の調査研究に関する事
- (3) 退職年金制度の調査研究に関する事
- (4) 共済組合・互助組合・労働金庫に関する事
- (5) 教育財政・地方財政の調査研究に関する事
- (6) 国及び地方の予算に関する事
- (7) その他、福祉対策に関する事

5 法制部

- (1) 人事対策に関する事
- (2) 教育・労働諸法規の研究に関する事

6 情宣部

- (1) 情報の収集及び諸情勢の研究調査に関する事
- (2) 組合員への宣伝教育に関する事
- (3) 機関紙の編集発行に関する事

15 山梨県公立小中学校教頭組合会計事務処理規程

第一章 総則

第一条 この規程は、規約第三十三条に基づいて定め、この組合の会計に関する事務は、別に定めるものを除きこの規程で処理する。

第二条 会計年度所属の収入または支出として現金の出納をするものは、会計年度末日限りとし、年度末までに現金の出納を終わらなかつたものは、これを未収金、未払金として翌年度に繰越すものとする。

第二章 予算

第三条 会計委員は、予算書を作成して執行委員会に回付しなければならない。

第四条 執行委員会は、前条の予算書を委員会の審議を経て、次の書類とともに大会の議に付さなければならない。

- 一 前年度決算書
- 二 財産目録
- 三 予算書

第五条 予備費の使用を必要とするときは、執行委員会はすみやかにその理由及び金額を委員会に提出して承認を求めなければならない。

2 緊急の場合は、執行委員長の責任において支出し、次期委員会において承認を求めなければならない。

第六条 会計年度までに支出済とならなかつたものがあるときは、会計委員は、未払未済額一覧表を作成し、翌年度四月二十日までに執行委員会に提出しなければならない。

第三章 収入・支出

第七条 収入・支出については、次の職にあるものを責任者とする。

- 一 会計委員
- 二 会計委員が委嘱したもの

第八条 会計委員が病気その他の事由により一時執務ができないときは執行委員長は代理をおくものとする。

第九条 現金の出納は、すべて伝票により行なわなければならない。

第十条 組合費、闘争基金、救援金の納入は、毎月二十五日とする。

2 前項以外の各種賦課金についてはその都度決める。

第十一条 書記長は、納入者または被支払者から出された伝票により収入、支出を査定し納入印または請求印を押して会計委員に回付しなければならない。

第十二条 会計委員は、書記長から請求伝票の回付を受けたときは執行委員長の支払命令を受けて支払いをなし、領収印を徴しなければならない。

第十三条 会計委員は、請求に対して審議権をもつものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、執行委員長の裁定に対しては、その統制に従うものとする。

第十四条 会計委員は、収入金を領収したときは、収納伝票及び関係書類に領収日付印ならびに証印を押し、納入者に対して領収書を交付しなければならない。

第十五条 会計委員は、払込通知書発行後所定の期間を過ぎて納入のないときは、すみやかに督促し、納入の見込みがないときはその旨を委員会に報告しなければならない。

第十六条 支払請求の事由が発生したものは、その都度支払請求伝票を作成し、関係書類を添付して書記長に提出しなければならない。

第十七条 支払請求伝票は一件ごとに作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同時に支払いすることのできるもので同一目のものであるときは、一括して作成することができるものとする。

第十八条 旅費の支払いについては、その都度支払請求書を提出させ処理するものとする。

第十九条 会計委員は、現金出納帳、預金出納帳、原簿を備え、現金、預金の出納に関する一切の事項を記入し整理しなければならない。

2 事務処理の便宜のため、必要に応じて現金出納帳の補助簿を使用することができるものとする。

3 原簿は、各目別に口座を設け、伝票一年ごとに記入するものとする。

第二十条 会計委員は、臨時の支払い、または剩銭に充てるため、現金を手許に保管することができるものとする。

第四章 決算

第二十一条 決算は、すべて伝票を基準として行なわなければならない。

第二十二条 出納閉鎖は、翌年四月十日とするものとする。

第二十三条 決算書は、翌年四月三十日までにつくらなければならないものとする。

附則

- 一 会計監査規程、旅費規程及び給与規程は、別に定める。
- 二 この規程は、昭和四十七年六月一日より実施し、改廃は大会で行う。

16 山梨県公立小中学校教頭組合会計監査規程

第一条 この規程は、規約第三十三条に基づいて定め、この組合の会計運営の適正を図るために行う会計監査について規定する。

第二条 会計監査委員は、会計監査委員会を構成し、次の事項を審議する。

- 一 会計監査の実施計画に関する事項
- 二 会計監査の結果に基づく措置に関する事項
- 三 その他、必要な事項

第三条 会計監査委員は、計算書ならびに証拠書類及び備品について監査しなければならない。

第四条 会計監査委員は、計算書及び証拠書類の証明事項については、次の各号によって監査しなければならない。

- 一 計算書及び証拠書類の証明事項について、その正否を確認すること
- 二 予算執行の結果について、その適否を総合観察すること
- 三 出納帳について、証拠書類並びに現金または現品と対照すること
- 四 出納の正否並びに保管方法の適否を確認すること

第五条 会計監査委員は、備品については、次の各号について確認しなければならない。

- 一 財産の運用、管理、処分の適否
- 二 財産台帳による財産の増減の事実

第六条 会計監査委員は、監査上の必要があるときは当該役員に対し、関係書類の提出、または説明もしくは協力を要求することができる。

第七条 会計監査委員は、監査を終わったとき、監査報告書を作成し執行委員長並びに大会もしくは委員会に提出しなければならない。

第八条 組合において他の公金の出納を兼掌するときは、会計監査委員は、併せてその監査も行なわなければならない。

附 則

- 一 この規程の改廃は、委員会において行う。
- 二 この規程は昭和四十七年六月一日より実施する。

17 山梨県公立小中学校教頭組合旅費規程

第一条 この規程は、規約第三十三条に基づいて組合業務に必要な旅行に対する旅費の支給について規定する。

第二条 旅費を支給する旅行は、次のとおりとする。

- 一 執行委員長が召集する委員会、執行委員会、書記局会議及び専門部会に出席するための旅行
- 二 執行委員長が招致するその他の会議に出席するための旅行
- 三 執行委員長が命ずる旅行

第三条 旅費の種類は次のとおりとする。

- 一 交通費
- 二 日 当
- 三 宿泊費
- 四 借上料

第四条 旅費の支給は次のとおりとする。

- 一 県内旅行
 - イ 交通費 鉄道二等実費、バス実費
 - ロ 日 当 一日につき二百円
 - ハ 宿泊費 一泊につき四千円
- 二 県外旅行
 - イ 交通費 鉄道二等実費、バス実費、船舶二等実費、急行料
 - ロ 日 当 一日につき二千元
 - ハ 宿泊費 一泊につき六千元
- 三 国外旅行
委員会でのつと決める。

2 旅行が団体行動である場合は、この限りでない。

第五条 交通費は最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の計算をする。

第六条 宿泊費はいかなる場合であっても、その超過分は認めない。

2 緊急事態の発生または火災その他やむを得ない事情により、宿泊料が増した場合は、執行委員会が認めたとき支給する。

第七条 書記局員の第二条第三号による県内旅行には、日当を支給しない。

2 前項に見合うものとして、月千八百円を上限に行動実費を支給する。

第八条 執行委員会が認めた旅行には、車を借上げることができる。

附 則

- 一 この規程の改廃は、委員会において決める。
- 二 この規程は、昭和四十七年三月七日より実施する。
- 三 昭和五十年五月二十日 一部改正
- 四 昭和五十二年五月十七日 一部改正

18. 山梨県公立小中学校教頭組合事務職員の雇用給与及び退職手当に関する規程

第一条 この規程は、山梨県公立小中学校教頭組合規約第三十三条に基づいて決める。

第二条 事務職員の雇用期間は、一年をもって更新する。ただし、四回の契約を限度とする。

第三条 事務職員の給与及び退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。

第四条 この規程で給与とは、給料、期末手当、勤務手当、教職調整額及び義務教育等教員特別手当をいう。

第五条 給料は、山梨県学校職員給与条例、別表第三、教育職給料表（二）を準用し、その二級十七号給の額を支給する。

第六条 諸手当は、通勤手当、期末・勤務手当のみとし、山梨県学校職員給与条例及び山梨県人事委員会規則の定める額を支給する。

第七条 退職手当は、山梨県職員の退職手当に関する条例第三条に定める額を支給する。

第八条 前条の退職手当を支給するため、組合は、必要額を予算の範囲内で積立てなければならない。

附 則

- 一 この規程は、昭和五十二年五月十七日より施行する。
- 二 平成十年四月一日 一部改正
- 三 平成十三年四月一日 一部改正
- 四 平成二十年四月一日 一部改正
- 五 平成二十二年四月一日 一部改正

19. 山梨県公立小中学校教頭組合支部規約準則

第一条 この規約は山梨県公立小中学校教頭組合規約第七条第二項によりこれを定める。

第二条 この支部は山梨県公立小中学校教頭組合（ ）支部という。

第三条 この支部の組合員は山梨県（ ）内公立小中学校に勤務する教頭をもって組織する。

第四条 この支部の事務所を（ ）におく。

第五条 この支部は組合員の社会的経済的地位の向上と民主教育の発展に寄与することを目的とする。

第六条 この支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 組合員の待遇並びに勤務条件の改善に関する事
- 二 組合員の福利厚生に関する事
- 三 教員の振興に関する事
- 四 他団体との連携に関する事
- 五 その他、目的達成に必要な事

第七条 この支部に次の班を設け班長をおく。

第八条 執行委員会は事務遂行のため委員会の承認を受け専門部会を設けることができる。

第九条 この支部に次の機関をおく。

- 一 大会
- 二 委員会
- 三 執行委員会

第十条 大会は支部の最高議決機関で、定期大会は通常毎年五月に開催する。

2 臨時大会は組合員の三分の一以上または委員会の要求があったとき開催する。

3 大会は執行委員長が召集する。

4 大会は全組合員をもって構成する。

第十一条 大会は次のことを決める。

- 一 規約に関する事
- 二 綱領、宣言及び活動方針に関する事
- 三 事業及び予算の決定、決算の承認に関する事
- 四 その他、重要な事項

第十二条 委員会は大会に次ぐ議決機関で原則として毎月一回開催し執行委員長が召集する。

2 委員の三分の一以上の要求があったときは、執行委員長はこれを召集しなければならない。

第十三条 委員会は委員をもって構成する。

2 委員は各班ごとに（ ）名とする。

第十四条 委員会は次のことを決める。

- 一 大会議決事項の運営
- 二 大会へ提出する議案の審議及び承認
- 三 各種規程の決定並びに変更
- 四 予算に関する事
- 五 その他、必要な事項

第十五条 執行委員会は会計監査委員を除く役員で構成し、次のことを執行する。

- 一 議決機関で与えられたこと
- 二 緊急事項の処理
- 三 各種原案の作成並びに企画

第十六条 会議はすべて構成員の過半数をもって成立する。

第十七条 議事は出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第十八条 この支部に次の役員をおく。

- 一 執行委員長 1 名
- 二 副執行委員長 若干名
- 三 執行委員 若干名
- 四 書記長 1 名
- 五 会計委員 1 名
- 六 会計監査委員 若干名

第十九条 この支部の役員は組合員中から選出する。

第二十条 役員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員補充により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第二十一条 役員は委員を兼ねることはできない。

第二十二条 執行委員長はこの支部を代表する。

2 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記長は執行委員長の指示に従い業務を処理する。

4 会計委員は会計事務を処理する。

5 執行委員は組合の業務に当る。

第二十三条 会計監査委員は会計事務の監査を行ない他の役員を兼ねることはできない。

第二十四条 この支部の経費は組合費その他の収入をもってこれに充てる。また必要がある場合は委員会の承認を得て臨時に徴収することができる。

2 組合費は月()円とする。

第二十五条 会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二十六条 会計監査委員は会計年度終了後または臨時会計監査を行ない大会または委員会に報告しなければならない。

第二十七条 この支部の規約は大会の審議を経たのち、全組合員の二分の一以上の支持を得なければ改正することはできない。

第二十八条 この支部に必要な規程は別に定める。

附 則

- 一 この規約は昭和 年 月 日から施行する。